

# ブロック塀等撤去費補助申請 必要書類（工事前）

## ■注意事項（重要）

- 補助対象となるブロック塀等は、**道路に面する部分のみ**となります。
- 補助金交付決定通知前に**工事着手（契約）**すると補助金が受けられません。

## ■必ず提出していただく書類

- 申請書（ブロック塀等撤去費補助金交付申請書「第1号様式」）**
  - ・申請者は、建物所有者となります。（所有者が他界している場合は、下記「誓約書」参照）
  - ・建物登記にて所有者を確認します。（登記が無い場合は、課税台帳にて確認します。）
- 現況写真**
  - ・対象となるブロック塀等の全体がわかるもの（1枚以上）を添付してください。
- 見積書の写し**
  - ・下記「見積書の内容について」参照。
- 債権者登録申出書兼口座振込申出書**
  - ・認め印（シャチハタ不可）を押印してください。

## ▲必要な場合のみ提出いただく書類

- 委任状（代理人が手続きを行う場合）**
  - ・代理人は建築士や行政書士などが可能です。
- 誓約書（所有者が他界している場合で、所有者に代わって親族が申請する場合）**
  - ・上記の場合、所有者の相続人または親族のみ申請可能です。
- 同意書（所有者が複数存在する場合）**
  - ・申請者以外の方、全員の同意書が必要になります。

### ※見積書の内容について

- 補助申請時に添付する見積書について、以下の点にご注意ください。
  - ・宛名は申請者氏名（フルネーム）とし、工事場所、見積年月日を記載してください。
  - ・見積業者の社印、もしくは担当者印を見積書に押印してください。
  - ・見積書の内容は、原則、補助対象となるブロック塀等の撤去のみとして下さい。やむを得ず他の工事を含む場合は、内訳を示してブロック塀等の撤去工事費がわかるようにしてください。
  - ・ブロック塀等の延長は、少数第1位まで記載してください。

○その他、不明な点は職員までお問い合わせください。

建築指導課（許可認定係） 059-354-8183（直通）  
059-354-8404（FAX）

# ブロック塀等撤去費補助申請 必要書類（工事後）

## ■注意事項（重要）

○次の場合は**変更手続きが必要**となります。

- ・「工事金額の20%以上の変更」「工事業者の変更」「補助金額の変更」などが発生する場合は**変更申請書（第3号様式）**と**変更の内容がわかる書類**（変更後の見積書など）を提出してください。
- ・変更の手続きは、**当該年度の1月20日まで**に行ってください。行わない場合、補助金の交付ができなくなることがありますのでご注意ください。

○工事を**中止する場合は当該年度の1月20日まで**に中止申請が必要です。

- ・年度内に工事を行うことができないとわかった時点で、速やかに**中止申請書（第3号様式）**を提出してください。

○**工事完了日から30日以内かつ当該年度の3月20日まで**に報告が必要です。

- ・**工事完了日＝領収書の日付**となります。
- ・報告期限を過ぎた場合、補助金の交付ができなくなることがありますのでご注意ください。

## ■提出書類

**実績報告書**（**ブロック塀等撤去工事完了実績報告書「第5号様式」**）

**支払請求書**（**ブロック塀等撤去工事補助金支払請求書「第7号様式」**）

- ・補助金の交付決定通知書（または変更承認通知書）を参照の上、記入してください。

**工事請負契約書（または注文請書）の写し**

- ・申請時の見積書の内容に基づく契約書であるか確認して下さい。  
（同時に他の工事を行う場合は、必ず分けて作成して下さい。）
- ・契約日が補助金交付決定（変更承認）**通知日以降**であることを確認して下さい。

**領収書の写し**

- ・上記契約に基づく領収書であるか確認して下さい。  
（同時に他の工事を行う場合は、必ず分けて作成して下さい。）
- ・銀行振込の場合、**手数料は除いた額で上記契約の金額と一致する必要**があります。  
（契約金額と一致しない場合、補助金額に影響すると変更手続きが必要になります。）

**工事写真**

- ・工事前、工事中、工事後の写真（各1枚以上）を添付してください。
- ・補助対象の塀が全て撤去されていることがわかるように撮影してください。

○その他、不明な点は職員までお問い合わせください。

建築指導課（許可認定係） 059-354-8183（直通）  
059-354-8404（FAX）